

# 神奈川県県土整備局所管公共事業の新規事業評価実施要領

## 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業評価を実施する。新規事業評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施する。

## 第2 新規事業評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、県土整備局が所管する以下の事業とする。

- (1) 「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（以下「国の新規事業採択時評価実施要領」という。）に定める国土交通省所管の補助事業（以下「補助事業」という。）
- (2) 維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く県単独事業

## 第3 新規事業評価を実施する事業

評価を実施する事業は、事業費を予算化しようとする事業のうち、全体事業費が10億円以上の事業とする。

## 第4 新規事業評価の実施及び結果等の公表

### 1 評価の実施時期

原則として翌年度予算に係る予算編成時期までとする。

### 2 対応方針の決定

各事業実施課は、新規事業評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、新規事業評価を受けるために必要な資料を作成し、事業の予算化に係る対応方針の案を作成する。

県土整備局内に設置する県土整備局公共事業評価検討会議は、対応方針の案を第6に示す公共事業評価委員会に意見を聴き、委員会の意見を尊重して、局の対応方針を決定する。

### 3 評価結果等の公表

県土整備局公共事業評価検討会議は、国の新規事業採択時評価実施要領に準じて、評価結果、対応方針等を公表する。

## 第5 新規事業評価の方法等

新規事業評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- (1) 事業の必要性等に関する視点
  - ア 事業の位置づけ
  - イ 事業を巡る社会経済情勢
  - ウ 事業の投資効果
  - エ 事業の実施環境
- (2) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

## 第6 公共事業評価委員会

県は、新規事業評価に当たって、「神奈川県県土整備局所管公共事業の再評価実施要領」第6に定める公共事業評価委員会の意見を聴き、その意見を最大限尊重して、対応を図るものとする。

### (1) 委員会における審議対象事業

委員会は、新規事業評価を実施する全ての事業の対応方針（案）について審議するものとする。

### (2) 委員会の役割

委員会は対応方針（案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

### (3) 委員会における審議の方法

審議方法は、委員会が決定する。その際、議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

## 第7 国の新規事業採択時評価実施要領

補助事業にあつて本実施要領に定めのない事項については、国の新規事業採択時評価実施要領によるものとする。

## 第8 その他

事業実施課は、本要領に基づき、各事業毎の新規事業評価についての実施要領の細目を必要に応じて定めることができるものとする。

補正予算による新規事業評価など、この要綱の定めによる実施が困難な事業については、県土整備局公共事業評価検討会議にて検討を行い、必要な対応を行う。

## 施行期日

本要領は、令和4年10月27日から施行する。